

令和 7 年度 制度改正版

精神科認定看護師制度 ガイドブック(暫定版)

<目次>

- ・資格取得編……………P 2
- ・精神科認定看護師活動編……………P16

<おことわり>

- ・暫定版のため、文中に●印で表記されている箇所があります。正式なガイドブックで公開する予定です。

一般社団法人日本精神科看護協会

-2024年12月作成-

精神科認定看護師受講資格審査

精神科認定看護師受講資格審査（以下、受講資格審査）は、精神科認定看護師教育課程の入学試験に該当する。受講資格審査の出願にあたっては、以下の内容を確認し、指定された出願期間内に書類を提出することが必要である。

1. アドミッションポリシー

日本精神科看護協会では、「精神科看護の知識や技術を用いて質の高い精神科看護の実践・相談・指導ができる精神科認定看護師を養成する」という精神科認定看護師教育課程の基本理念に基づき、精神科認定看護師を養成している。この教育理念を実現するため本教育課程では、以下のアドミッションポリシーに示すような人を求めている。

表1 アドミッションポリシー

<ol style="list-style-type: none">1. 基本的人権を尊重できる人2. やさしさ・温かさを有する人3. 自分の意見を率直に伝えられる人4. 他者の意見に耳を傾けられる人5. 精神科看護の実践において熱意をもって取り組める人6. 困難な課題であっても、諦めず他者と協力して取り組める人7. 社会や組織の動向に関心をもちつつけられる人8. 現場を超え、地域や社会の課題に疑問をもち考えられる人9. 精神科医療・看護・福祉に関する基礎的知識を備えている人10. 基本的な文章表現力が備わっている人
--

2. 実施について

- 1) 受講資格審査は、本協会の教育認定委員会により実施する。
- 2) 受講資格審査は、年1回実施する。ただし、募集人員に満たなかった場合は、二次募集を行うことがある。
- 3) 受講資格審査の募集人員、出願期間、審査日程、審査会場等については「精神科認定看護師受講資格審査出願要項」に提示し、本協会ホームページ（以下、「日精看オンライン」）および日精看ニュース等において公表する。

3. 出願要件について

受講資格審査に出願できる者は、出願の時点で表2の要件を満たすことが必要である。出願要件を満たしているか不明確な場合は、表3を参照すること。

表2 受講資格審査の出願要件

<ol style="list-style-type: none">1. 日本国の看護師の免許を有すること。2. 精神科認定看護師として必要な実務経験を積んでいること。 ここで必要な実務経験とは、看護師の資格取得後、通算5年以上の看護実務に従事し、そのうち通算3年以上は精神科看護実務に従事していること。

表3 精神科看護に該当する勤務経験の例

<ul style="list-style-type: none">・精神科病院、精神科病棟、精神科外来における勤務・精神科以外の病院や施設での認知症患者やせん妄、うつ状態の患者に対する看護・精神障がい者や認知症患者に対する訪問看護・精神障害、知的障害、発達障害等の施設や事業所における勤務・精神保健福祉センター、保健所、教育機関、一般企業等における精神保健に関する業務

4. 出願手続きについて

1) 出願書類について

- ・受講資格審査に出願する者は、出願書類（表4）を教育認定委員会に提出する。
- ・記載にあたっては、受講資格審査出願要項と合わせて日精看オンラインで公表している「出願の手引き」を確認すること。なお、書類に不備がある場合は受理しない。

表4 受講資格審査の出願書類

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1. 精神科認定看護師受講資格審査出願書（様式1）※2. 受講資格審査出願者勤務状況証明書（様式2）3. 精神科看護実践事例報告書（様式3）4. 看護師の免許証の写し（A4サイズにコピー）
※共通科目の履修免除を希望する場合は、特定行為研修修了証の写し（A4サイズにコピー）を提出すること。 |
|--|

2) 出願書類の入手方法

- ・出願書類は、日精看オンラインからダウンロードすることができる。

3) 出願書類の記入方法

- ・出願書類はA4サイズでプリントアウトする。
- ・記入にあたっては、パソコンで作成しても、手書きでもどちらでも差し支えない。
- ・具体的な記入方法や記入上の注意事項は「出願の手引き」を日精看オンラインで確認すること。

4) 出願書類の提出について

- ・出願書類は、日精看オンラインに公開している「精神科認定看護師受講資格審査出願要項」で出願期間と提出先を確認し、その期間内に必着で郵送する。
- ・郵送にあたっては、配達状況を確認できる特定記録郵便やレターパックなどを利用することを推奨する。出願書類の配達状況に関する問い合わせは受け付けない。

5. 履修免除について

- ・特定行為研修修了者は、精神科認定看護師教育課程の共通科目の履修免除を申請することができる（共通科目の受講を希望する場合は、申請の必要はない）。
- ・履修免除の申請を行う場合は、様式1に必要事項を記載し、特定行為研修修了証の写し（A4サイズにコピー）を出願書類と合わせて提出する。
- ・受講資格審査に合格後、共通科目（335時間）の受講および受講料を免除する。

6. 受講資格審査料について

- ・受講資格審査料は、上記の出願書類を受理した後に送られる振込用紙により期日までに支払う。
- ・出願の時点で本協会に入会（当該年度の会費を支払っていること）している場合は会員価格とし、本協会に入会をしていない場合は非会員価格とする。

7. 審査について

- ・受講資格審査は書類審査と小論文審査によって、教育認定委員会により可否を判定する。
- ・書類審査は、出願書類として提出された書類について審査する。
- ・小論文審査は、当日、審査会場において実施（原稿用紙に手書きの予定）する。
- ・審査結果は、文書で本人に通知する。また、合格者の受験番号をオンラインで公表する。
- ・やむを得ない理由により受審できなかった者で、教育認定委員会の承認があった場合は追試験を受けることができる。

8. 合格後の手続きについて

- ・審査に合格した者は精神科認定看護師志願者（以下、認定志願者）として認定志願者名簿に登録され、精神科認定看護師教育課程を受講することができる。
- ・審査に合格した者は精神科認定看護師教育課程の受講のための申込み等の手続きが必要である。また、受講料は指定された期日までに支払うものとする。

精神科認定看護師教育課程

本教育課程は、精神科看護の高度な専門性を備えた精神科認定看護師としての役割を果たすため、必要な知識と看護実践能力を確実に修得できるように編成した。

1. 基本理念

精神科看護の知識や技術を用いて質の高い精神科看護の実践・相談・指導ができる精神科認定看護師を養成する。

2. 教育目的

質の高い精神科看護の実践・相談・指導ができる精神科認定看護師を養成するために、これまでに蓄積された知識や技術と最新のエビデンスを基盤として、精神科認定看護師に求められる能力を涵養し、総合的な能力と豊かな人間性を兼ね備えた人材を育成する。

3. ディプロマ・ポリシー

ディプロマ・ポリシーとは、修了の判定をするための基本的な考え方や方針を示したものである。本教育課程の基本理念に基づき、全ての教育課程を受講し、以下のような能力を身につけた認定志願者を精神科認定看護師教育課程の修了者として認定する。

表5 ディプロマ・ポリシー

<ol style="list-style-type: none">1. 対象者が望む生活や希望を聴くことができる（実践）2. 知識を応用して看護実践に活かすことができる（実践）3. 多様な課題を持つ対象者に質の高い看護実践ができる（実践）4. 対象者や組織のニーズを踏まえて相談に応じることができる（相談）5. 倫理的側面をとらえ、対象者の看護実践に活かすことができる（実践・相談・指導）6. 自分の看護実践を言語化し、他者に伝えることができる（指導・知識の発展）7. その時代に相応した看護実践の方法を理解することができる（知識の発展）8. 精神科認定看護師として自己研鑽していく力を付けることができる（知識の発展）9. 現場・組織・地域・社会の状況に応じた役割を選択し、看護実践できる（実践・相談・指導・知識の発展）

※カッコ内は、精神科認定看護師の役割を示している

4. カリキュラム

カリキュラムは、共通科目、認定科目、演習・実習で構成されている（表6）。各科目とディプロマ・ポリシーの関係性を図1に示す。また、学習する内容およびスケジュールの詳細はシラバスに掲載する。シラバスは日精看オンラインで公開する。（スケジュールの公開は2025年2月の予定）

1) 共通科目

共通科目は6科目で構成し、看護師として高度な臨床実践能力を養う科目として位置づけている。本教育課程の共通科目は、「特定行為に係る看護師の研修制度」に定められた共通科目と同等の内容で構成された研修会で学ぶ（注：本教育課程の受講のみでは、特定行為研修修了者にはならない）。

2) 認定科目

認定科目は14科目で構成し、精神科認定看護師の役割を理解し、質の高い看護実践力を養う科目として位置づけている。精神科看護の基本となる考え方、精神科認定看護師として必要な力を養う。

3) 演習・実習

演習・実習は3科目で構成し、精神科認定看護師の役割を実践するための能力を養う科目として位置づけている。共通科目、認定科目で学んだ知識とこれまでの経験を総合的に活用し、精神科認定看護師としての役割を実践的に学ぶ。

表6 精神科認定看護師教育課程のカリキュラム一覧

	科目名	時間数
共通科目	臨床病態生理学	40
	臨床推論	60
	フィジカルアセスメント	60
	臨床薬理学	60
	疾病・臨床病態概論	55
	医療安全学／特定行為実践	60
	小計	335
認定科目	ライフサイクルとメンタルヘルス	15
	精神科看護に関連した法規と制度	15
	精神科医療の治療を支える技術	30
	精神科看護学	15
	精神科看護における看護倫理	15
	意思決定支援	15
	関係性を築く技術	15
	安全を守る技術	15
	地域生活を支える技術	15
	リエゾン精神看護	15
	看護研究	15
	教育論	15
	看護マネジメント論	15
	コンサルテーション論	15
	小計	225
演習・実習	総合演習	30
	臨地実習Ⅰ	135
	臨地実習Ⅱ	45
	小計	210
	総時間数	770

※時間数は「45分＝1時間」で表記している（みなし時間）

※15時間＝2日間（1日あたり6時間受講する場合）

ディプロマ・ポリシー		① 対象者が望む生活や希望を聴くことができる	② 知識を応用して看護実践に活かすことができる	③ 多様な課題を持つ対象者に質の高い看護実践ができる	④ 対象者や組織のニーズを踏まえて相談に応じることが出来る	⑤ 倫理的側面をとらえ、対象者の看護実践に活かすことができる	⑥ 自分の看護実践を言語化し、他者に伝えることができる	⑦ その時代に相応した看護実践の方法を理解することが出来る	⑧ て精神科認定看護師として自己研鑽し、いく力を付けることができる	⑨ 現場・組織・地域・社会の状況に応じた役割を選択し、看護実践できる
精神科認定看護師の役割	実践	◎	◎	◎		○				○
	相談				◎	◎				○
	指導					○	◎			○
	知識の発展						◎	◎	◎	○
科目名										
共通科目	臨床病態生理学		◎	○	○					○
	臨床推論		◎	○	○					○
	フィジカルアセスメント		◎	○	○					○
	臨床薬理学		◎	○	○					○
	疾病・臨床病態概論		◎	○	○					○
	医療安全学／特定行為実践		◎	○	○	◎				○
認定科目	ライフサイクルとメンタルヘルス		◎	◎	○				○	○
	精神科看護に関連した法規と制度	○	◎	○		○		◎		○
	精神科医療の治療を支える技術	○	◎	◎	○	○		○		○
	精神科看護学		○	○			◎		◎	
	精神科における看護倫理	○	○	◎	○	◎	○	○		○
	意思決定支援	◎	○	◎	○	○				○
	関係性を築く技術	◎	○	◎	○	○	○		○	
	安全を守る技術	○	◎	◎	○	○			○	○
	地域生活を支える技術	○	◎	◎	○	○			○	○
	リエゾン精神看護	○	◎	◎	○	○			○	○
	看護研究		○	○	○			◎	○	◎
	教育論					◎	○	◎		○
	看護マネジメント論			○	○	◎			○	◎
	コンサルテーション論	○	○	◎	◎	○	○			○
演習・実習	総合演習	○	○	○	○	○	◎	○	◎	◎
	臨地実習Ⅰ	○	○	○	○	○	◎	○	○	◎
	臨地実習Ⅱ	○	○	○	○	○	◎	○	○	◎

◎：強い関係性 ○：やや強い関係性 空白：副次的関係ありもしくは関係性なし

図1 ディプロマ・ポリシーと各科目の関係性

4) 開催方法について

共通科目、認定科目は、本協会が主催する研修会を指定された受講日に受講する。研修会は、オンデマンド配信、ライブ配信、集合研修のいずれかの方法で開催する（表7）。

表7 研修会の開催方法について

	オンデマンド配信	ライブ配信	集合研修
受講日	指定された期間	指定の日時	指定の日時
受講方法	オンライン (e-ラーニングシステム)	オンライン (e-ラーニングシステム、 オンライン会議システム)	会場参加
受講場所	勤務先、自宅等	勤務先、自宅等	東京研修会場 または協会が指定する場所

5) テキストについて

精神科認定看護師教育課程においてテキストの指定はない。ただし、研修会等で参考図書を紹介することがある。

5. 修業年数

- ・精神科認定看護師教育課程の修業年数は原則として1年とする。
- ・やむを得ない理由により全課程の修了ができない場合は、協会事務局認定事業担当に連絡して修業年数を変更する手続きを行う。
- ・定められた期間内に修了できない場合や不正行為があった場合は、それまでに修了した科目は無効とする。

6. 各科目の修了判定について

1) 修了要件について

修了要件は、以下の①、②の基準をいずれも満たしていることが必要であり、科目毎に定める。

- ①各科目に定められた出席時間数が規定以上であること
- ②各科目の評価が合格基準以上であること

2) 出席時間数について

- ・共通科目、認定科目の修了要件を満たすための出席時間数は、表8のとおりである。
- ・必要な出席時間数は、研修会の開催方法により算出方法が異なるので、注意すること。
- ・出席時間数が規定に満たない場合は修了判定を行わない。

3) レポートについて

出席にあたり、課題レポートの提出が求められた場合は、定められた期日までに指定された方法で提出すること。提出がない場合は、受講を認めない。

4) 欠席について

やむを得ない理由により欠席をした場合は、その理由を証明する書類を提出することにより出席時間数を教育認定委員会で判断する。

表8 必要な出席時間数

	オンデマンド配信研修	ライブ配信研修	集合研修	演習・実習
必要な出席時間数	配信された動画を100%視聴すること	科目毎に規定された時間数の80%以上出席すること	科目毎に規定された時間数の80%以上出席すること	科目毎に規定された時間数の90%以上出席すること

3) 修了判定の方法

- ・修了判定は、科目担当講師が判定の方法をシラバスに定め、科目担当講師により行う。
- ・共通科目については、科目修了試験を実施する。
- ・認定科目については、各科目毎の試験、課題レポート等により判定する。
- ・演習・実習については、課題レポートやプレゼンテーション等により判定する。

4) 試験料

- ・科目修了試験を受ける時は所定の試験料を支払う。
- ・やむを得ない理由により科目修了試験を受けられなかった場合は、追試験を受けることができる。再試験・追試験は、所定の試験料を支払う。

5) 成績の評価方法

成績の評価は、4段階で判定し、A判定からC判定の範囲内である場合は修了と判定し、D判定の場合は再履修とする。

評価	得点
A	80点以上
B	70～79点
C	60～69点
D	59点以下

7. 受講状況の管理

認定志願者の受講履歴や修了判定等については、協会事務局において管理する。

8. 教育施設

1) 研修会場

集合研修の場合は、東京研修会場で実施することを基本とする。そのほかに、本協会が指定する場所で実施する。

●東京研修会場

住 所：〒108-0075 東京都港区港南2 - 12 - 33
品川キャナルビル7F 一般社団法人日本精神科看護協会
電話/FAX：03 - 5796 - 7033 / 03 - 5796 - 7034
アクセス：羽田空港から京浜急行で約20分、東京駅からJR各線で約10分、
「品川駅」下車、港南口より徒歩10分

2) 実習施設

実習Ⅰは、以下の「実習施設要件」および「実習指導者の要件」を満たし、協会が指定した施設において、実習指導者の指導のもと実施する。実習Ⅱは認定志願者の自施設で行うことを基本とする（ただし自施設で実施できない場合は、協会指定実習施設で行う）。

【協会指定実習施設の要件】

- ①本協会および本制度に賛同していること。
- ②教育指導体制が整っていること。
- ③複数の実習生を受け入れられること。
- ④実習目的を達成するための事例数の確保ができること。

【実習指導者の要件】

- ①指導責任者は、看護師長もしくはそれに準ずる職にある者とする。
- ②実習指導者は、精神科認定看護師もしくは精神科看護における経験が5年以上である者、教育認定委員会が指導者としてふさわしい実践能力を有していると判断した者とする。

9. 修学について

1) 精神科認定看護師教育課程 受講のスケジュール

- ・教育課程は4月に開講し、共通科目、認定科目の研修会を4月から10月の間に実施する。
- ・演習・実習は9月から1月に実施する。

前期（研修会受講）		後期（演習・実習期間）		
4月～7月	8月～10月		9月～1月	
共通科目	認定科目		演習・実習	
看護師として高度な臨床実践能力を養う	精神科認定看護師としての役割を理解し、質の高い看護実践力を養う		精神科認定看護師としての役割を実践するための能力を養う	
病態の理解と薬理、医療安全	精神科看護の基本となる考え方		精神科認定看護師としての役割の実践	
臨床病態生理学	ライフサイクルとメンタルヘルス		総合演習	
臨床推論	精神科看護に関連した法規と制度			臨地実習Ⅰ
フィジカルアセスメント	精神科医療の治療を支える技術			臨地実習Ⅱ
臨床薬理学		精神科看護学		
疾病・臨床病態概論		精神科看護における看護倫理		
医療安全学/特定行為実践		意思決定支援		
		関係性を築く技術		
		安全を守る技術		
		地域生活を支える技術		
		リエゾン精神看護		
	精神科認定看護師として必要な力			
	看護研究	教育論		
		看護マネジメント論		
		コンサルテーション論		

図2 精神科認定看護師教育課程 受講の概要

2) 研修会

(1) 共通科目研修会

- ・各科目の開催方法と受講日数を表9に示す。
- ・それぞれの受講の方法は、下記のとおりである。
 - ①講義：学研メディカルサポートのe-ラーニングシステムでオンデマンド配信を受講する。
 - ②ライブ配信：研修会システム「マナブル」からオンライン会議システムZoomにアクセスする。オンラインでグループワーク、ディスカッション等を行う。
 - ③集合研修：東京研修会場、または、本協会が指定する場所で開催する。実技やロールプレイ等を行う。

表9 共通科目の開催方法と受講日数

科目名	①講義	②共通科目演習	③共通科目実習
	オンデマンド配信 ¹⁾	ライブ配信	集合研修 ²⁾
臨床病態生理学	10日間	3日間	
臨床推論	9日間		0.5日間
フィジカルアセスメント	6日間	0.5日間	4.5日間
臨床薬理学	11日間	2日間	
疾病・臨床病態概論	11日間	0.5日間	
医療安全学／特定行為実践	7日間	3日間	1日間

注1) オンデマンド配信の受講日数は、1日3時間視聴した場合の受講日数である。

注2) 集合研修の受講日数は、3科目（臨床推論、フィジカルアセスメント、医療安全学/特定行為実践）を連続した6日間で行う。

- ・共通科目は、知識を確実に修得するため、図3に示す「①講義」「②共通科目演習」「③共通科目実習」の順で段階的に学習を進める。
- ・「①講義」の完了要件を満たすと「②共通科目演習」に進むことができる。
- ・同様に「②共通科目演習」、「③共通科目実習」についても、完了要件を満たす必要がある。
- ・全ての受講が終了し、完了要件を満たした後、「④科目修了試験」により修了判定を行う。

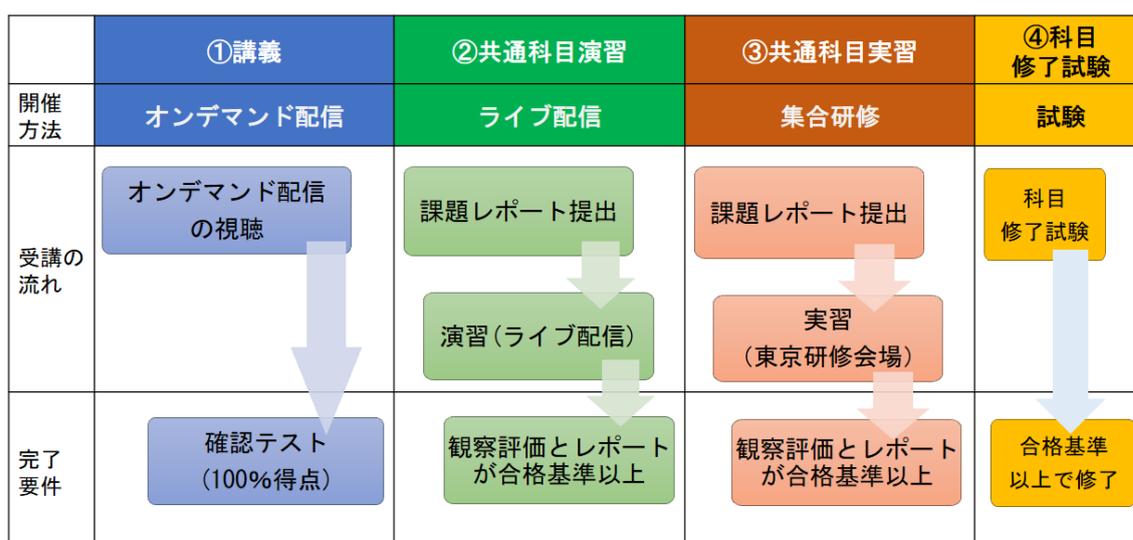


図3 共通科目の受講の流れ(イメージ)

(2) 認定科目研修会

- ・認定科目は、全ての共通科目の修了判定を受けた後に受講することができる。
- ・認定科目研修会は、関連する科目を組み合わせで開催する(表10)。
- ・それぞれの受講の方法は、下記のとおりである。
 - ①オンデマンド配信：研修会システム「マナブル」で決められた期間内に視聴する。
 - ②ライブ配信：研修会システム「マナブル」からオンライン会議システムZoomにアクセスし、講義、グループワーク、ディスカッション等を行う。
 - ③集合研修：東京研修会場、または、本協会が指定する場所で、講義、グループワーク、ディスカッション等を行う。

表10 認定科目の開催方法と受講日数

研修会名	科目名	①オンデマンド配信 ¹⁾	②ライブ配信	③集合研修
認定科目1	ライフサイクルとメンタルヘルス	4日間		
認定科目2	精神科看護に関連した法規と制度	4日間		
認定科目3	精神科医療の治療を支える技術		2日間	
	看護研究		2日間	
認定科目4	精神科看護学			2日間
	精神科看護における看護倫理			2日間
	意思決定支援			2日間
認定科目5	関係性を築く技術			2日間
	精神科医療の治療を支える技術			2日間
認定科目6	コンサルテーション論			2日間
	リエゾン精神看護			2日間
認定科目7	安全を守る技術		2日間	
	地域生活を支える技術		2日間	
認定科目8	教育論			2日間
	看護マネジメント論			2日間

注1) オンデマンド配信の受講日数は、1日3時間視聴した場合の受講日数である。

- ・各科目の受講の流れを図4に示す。
- ・各科目の修了判定は、シラバスに記載された方法(テスト、課題レポート等)により行う。

科目名	ライフサイクルとメンタルヘルス 精神科看護に関連した法規と制度	精神科医療の治療を支える技術 看護研究 地域生活を支える技術など	精神科医療の治療を支える技術 精神科看護学 精神科看護における看護倫理など
開催方法	①オンデマンド配信	②ライブ配信	③集合研修
受講の流れ			
修了判定	シラバスに記載された指定の方法	シラバスに記載された指定の方法	シラバスに記載された指定の方法

図4 認定科目の受講の流れ(イメージ)

3) 演習・実習

- ・演習・実習は、全ての共通科目、認定科目の修了判定を受けた後に受講することができる。
- ・演習・実習の方法は、集合研修、協会指定実習施設、自施設での実践などを組み合わせて行う（表11）。

表11 演習・実習の方法

科目名	日数	開催方法
総合演習	4日間	自施設における役割演習 実践演習報告会（集合）
臨地実習Ⅰ	18日間	実習施設における臨地実習（記録日を含む） 全体会（集合）
臨地実習Ⅱ	6日間	実習施設における臨地実習（記録日を含む） 全体会（集合）

- ・各科目の詳細の受講の流れを図5に示す。
- ・演習実施要項、実習要項に受講の詳細を記載する。

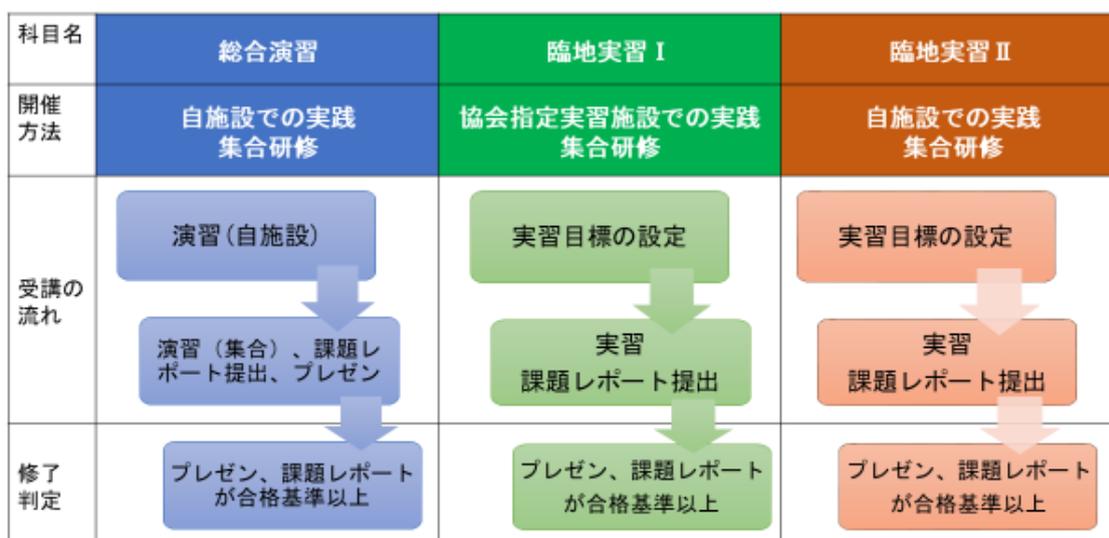


図5 演習・実習の受講の流れ（イメージ）

(1) 総合演習

- ・総合演習は、9月～10月に実施する。
- ・自施設で表12に示す4つの実践演習に取り組み、その結果を実践演習報告会（集合）で報告する。
- ・修了判定は、プレゼンテーションや課題レポートなどによりを行う。

表12 総合演習の概要

科目名	実施内容	実施期間	実施場所
総合演習	・ コンサルテーション実践演習 ・ 看護倫理実践演習	9月下旬頃 (90分×2日間)	自施設
	・ 教育研修実践演習 ・ 事例検討実践演習	10月上旬頃 (90分×2日間)	自施設
	・ 実践演習報告会	10月下旬頃 (3日間)	東京研修会場 または協会が指定する場所

(2) 臨地実習Ⅰ・臨地実習Ⅱ

- ・実習は、11月～1月に実施する。
- ・実施場所は、表13に示す協会指定実習施設、自施設で実施し、入院医療と外来・在宅部門の両方において実習を行う。
- ・プレゼンテーション、課題レポート、実習の記録物などにより修了判定を行う。

表13 臨地実習Ⅰ、臨地実習Ⅱの概要

科目名	実施内容	実習期間（日数） ¹⁾	実施場所
臨地実習Ⅰ	質の高い看護実践能力を高めるために多様な課題をもつ患者を受け持ち、個別の看護実践を重点的に学習する。	11月～12月 (18日間)	協会指定実習施設
臨地実習Ⅱ	入院から退院、その後の地域生活を含めた一連の医療・福祉の提供体制や関係部門・関係機関の機能やあり方などを、横断的に学ぶ。	1月 (6日間)	認定志願者の自施設 ²⁾

注1) 実習日数には記録日、全体会を含む。

注2) 自施設で実施できない場合は、協会指定実習施設で行う（ただし実習施設は選べない）。

10. 精神科認定看護師教育課程修了試験について

- ・修了試験は、認定志願者がディプロマ・ポリシーに示した姿勢と能力を修得したか否かを判定するために実施する。
- ・認定志願者は、全科目の修了判定を受けた後に、修了試験を受けることができる。
- ・修了試験の合格者に精神科認定看護師教育課程修了証を発行し、精神科認定看護師認定試験の受験資格を与える。
- ・修了試験は、2月に実施する精神科認定看護師認定試験の前々日に行う予定である。

これから精神科認定看護師をめざす方へ

受講資格審査の出願期間、開催方法、審査日等は、年度によって異なることがある。出願期間を過ぎると書類の提出は一切受け付けないので、出願にあたっては、日精看オンライン等で出願要項を必ず確認すること。

●書類審査について

書類審査では、受講資格要件の確認、十分な実務経験の有無などを、教育認定委員会において審査を行う。精神科認定看護師として必要な実務経験を受講資格審査出願者勤務状況証明書(様式2)に記載し、上司の証明を受けたものを提出する。

精神科看護に関する具体的な実践経験は、精神科看護実践事例報告書(様式3)を具体的に記載し、看護過程の展開にそって1枚にまとめる。看護過程の展開を理解しておくことは、教育課程の受講にあたり必須となるので、事前学習を推奨する。

●小論文審査について

小論文の審査時間は120分(予定)で、当日に提示されたテーマについて小論文を書く。あらかじめ、小論文の書き方やまとめ方の基本を学習しておくとい。

●教育課程の受講にあたって

精神科認定看護師として必要な知識を確実に習得する観点から出席状況は大変重視している。研修会や実習は全日程に参加できるように各自で調整を行う。出願にあたっては、研修会と演習・実習の全日程に出席することが可能であるかという点を看護管理者と話し合うことが大切である。共通科目のオンデマンド配信の1日あたりの受講時間は、3時間程度を目安に指定された期間にすべての講義を視聴する。共通科目演習と共通科目実習は、課題レポートの提出をするため、作成等の時間も予定に入れて、余裕のある受講スケジュールを立てることが望ましい。教育課程全体を通して、勤務時間や業務量などについては看護管理者と事前に相談し、学ぶための環境を整えておくとい。

また、健康に不安のある方、育児や介護が必要なご家族のある方も出願にあたっては、十分に検討することを推奨する。勤務の都合や体調不良などにより出席ができない時は、欠席扱いとなり、翌年に再履修が必要になる場合がある。

本協会指定の実習施設において実習を実施する場合は、事前に希望をとるが、希望する施設にならないこともある。

●パソコンに慣れることやインターネット環境を整えること

共通科目は学研のeラーニングシステムを利用する。認定科目は研修会システム「マナブル」を使用し、オンデマンド配信、オンライン会議システムの「Zoom」を活用したライブ配信行う。そのため、オンラインで受講ができるよう、インターネット接続環境を整えておく必要がある。

課題レポートやプレゼンテーションの作成にあたっては、Word、Excel、PowerPoint等を用いて資料を作成する。パソコンの基本的な使い方を理解しておく必要がある。

●スケジュールについて

ライブ配信を行う日数や集合研修の日数など、具体的なスケジュールは、毎年2月に公表している。

●情報収集の方法

毎年、「精神科認定看護師をめざす方のための説明会」の開催や日精看オンラインで情報提供を行っている。また、日精看ニュース(本協会の機関誌)においても、定期的に情報発信を行っている。

●認定制度に関する問い合わせ先

協会事務局認定事業担当 (tel: 03-5796-7033: 平日 8時~17時)

精神科認定看護師制度に関する費用

資格取得に関する費用は、下記のとおりである。なお、精神科認定看護師の資格は、本協会の会員に限定しているため、登録する際には入会が必須である。

表14 受講資格審査から精神科認定看護師登録までの費用 (税込)

項目	会員価格	非会員価格	備考
受講資格審査	22,000円	44,000円	
教育課程受講料	766,480円	1,532,960円	科目修了試験の受験料を含む
修了試験	22,000円	44,000円	
認定試験	44,000円	88,000円	
登録料	22,000円		
合計	876,480円	1,708,960円	

注) 教育課程受講料の内訳は表15に示す。

表15 教育課程受講料内訳 (科目修了試験の受験料を含む) (税込)

項目	会員価格	非会員価格	備考
(内訳) 共通科目	426,580円	853,160円	
認定科目	213,400円	426,800円	
演習・実習	126,500円	253,000円	
小計	766,480円	1,532,960円	

精神科認定看護師の登録

1. 登録手続きについて

- 1) 精神科認定看護師認定試験、更新審査、再取得審査に合格した者は、精神科認定看護師認定登録申請書（様式●）を提出し、登録料を指定の期日までに支払う。
- 2) 精神科認定看護師の資格は、本協会の会員であることが必須である。本協会に入会していない場合は、必ず入会手続きを行う。
- 3) 登録手続きを完了した者に精神科認定看護師認定証を発行し、バッジ、ネームプレートを配布する。

2. 登録期間について

- 1) 精神科認定看護師制度は、精神科認定看護師の資質保持のため更新制度を設ける。精神科認定看護師の登録期間は5年間とし、精神科認定看護師認定証書に記載されている登録年月日から有効期限までとする。なお、登録期間中は当協会への入会が必須である。
- 2) 精神科認定看護師として登録の継続を希望する場合は、有効期間満了となる前年の指定された期間に更新申請を行う。この更新の手続きが必要となる年度を更新申請年度という（図1）。例えば、有効期間が2026年3月31日の場合は、2025年に更新申請を行う。
- 3) 各自で必ず認定証書の有効期間を確認し、更新申請年度を誤らないように注意すること。

1年目	2年目	3年目	4年目	5年目 更新申請年度	6年目
登録期間（精神科認定看護師としての活動）					登録期間
4月 登録				12月* 更新申請 2～3月 更新審査	4月 更新

※「精神科認定看護師更新審査実施要項」に記載された期間に更新申請を行うこと

図1 登録期間と更新申請の時期

3. 登録から更新までの流れ

登録された後、精神科認定看護師制度運営規則第14条に示す更新の要件（表1）を満たすように活動を行う。更新の要件には、「①看護実務時間」「②実績」があり、精神科認定看護師として登録された5年目の12月（56 か月後）までに更新の要件を満たしたうえで、更新申請を行う。そのため、精神科認定看護師は各自で精神科認定看護師としての活動実績を管理することが必要である。

更新申請は「精神科認定看護師更新審査実施要項」に示された所定の期間に行い、更新審査に合格した場合に更新が認められる。

表1 精神科認定看護師の更新の要件

<p>第14条 制度設置規則第8条が定める認定の更新を受けようとする者（以下、認定更新申請者という。）は、次に定める各号のいずれにも該当する者であることを要する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 申請時に精神科認定看護師であること。 (2) 精神科看護の実務を行う場があり、認定期間の看護実務時間が2,000時間以上であること。 (3) 研修・研究活動等報告書の実績が50点以上であり、必須事項を含むこと。 <p>2 前項の規定にかかわらず、教育認定委員会もしくは認定審査会が所定の実績を有し、精神科認定看護師の役割を果たしていると認める者。</p>

4. 個人情報について

1) 個人情報の管理について

- ・精神科認定看護師として登録されている者の個人情報は、本協会の個人情報保護方針に基づいて管理する。

2) 個人情報の変更について

- ・精神科認定看護師として登録されている者は、氏名、所属施設、自宅住所等の変更があった場合に各自で変更手続きを行う。変更手続きを行わないと更新の案内等の文書が届かない場合があるため、変更が生じた時に随時、変更手続きを行うこと。なお、本協会のホームページ（以下、「日精看オンライン」）から変更手続きができる。

3) 情報公開について

- ・日精看オンラインでは、精神科認定看護師として登録されている者の氏名、支部名、施設名を公表する (<https://jpna.jp/nintei-zenkoku-data/>)。
- ・支部事務局や会員施設等から協会事務局へ研修会の講師等について情報提供が求められた場合に、精神科認定看護師を紹介することがある。
- ・日精看オンライン等で氏名等の個人情報の公表を希望しない場合は、書面にその旨を記載し、協会事務局の認定事業担当に提出すること（下図）。

【記載例】

<p>ホームページへの個人情報の掲載について</p> <p>一般社団法人日本精神科看護協会 教育認定委員長 殿</p> <p>私は精神科認定看護師全国データへの個人情報の掲載を 希望しません。</p> <p style="text-align: right;">○年○月○日 会員番号: ○○○○○○○ 支部名: ○○○○○○○ 所属施設: ○○○○○○○ 氏 名: ○○○○○○○ (氏名は自署とします)</p>

4) 郵便物等の送付

本協会から精神科認定看護師に各種案内等を郵送する場合は、本協会の会員管理システムに登録されている所属施設に送付する。

5. 精神科認定看護師の名称の使用について

資格の名称を用いる場合は、「精神科認定看護師」と表記する。また、精神科認定看護師の名称に加えて、2015年度の制度改正前の専攻領域の名称を表記しても差し支えない。なお、「○○領域認定看護師」など、正式名称ではない表記は、精神科認定看護師の名称を社会的に周知させる観点から使用しない。

活動実績の管理

1. 精神科認定看護師がめざすべき目標

2025年度の精神科認定看護師制度改正では、「精神科認定看護師が精神障害にも対応した地域包括ケアシステムに参画し、地域共生社会に貢献すること」を制度改正の方向性として掲げ、この方向性に基づいて、精神科認定看護師がめざすべき目標を作成した。

表2 精神科認定看護師がめざすべき目標

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1. 精神科看護の高度な専門性を備え、精神科認定看護師としての4つの役割機能(実践、相談、指導、知識の発展)を適切に遂行できる。2. 時代の変化に対応できる看護の知識・技術・思考を身につけ、精神科医療・看護へ貢献できる。3. 精神科看護の対象者と活動領域を広くとらえ、当事者およびすべての関係者を包含した看護を創造できる。 |
|---|

2. 更新の要件における看護実務時間について

1) 精神科看護の実務を行う場について

- ・精神科認定看護師制度運営規則第14条では「精神科看護の実務を行う場があり、認定期間の看護実務時間が2,000時間以上であること」とある。その勤務の例を表3に示す。

表3 精神科看護実務に該当する勤務の例

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">○精神病院、精神科病棟、精神科外来における勤務○精神障がい者や認知症患者に対する訪問看護○認知症患者に対する一般病棟での看護や施設における勤務○精神障害、知的障害、発達障害等の施設や事業所における勤務○精神保健福祉センター、保健所、教育機関、一般企業等における精神保健に関する業務○教育機関における学生や教職員へのメンタルヘルスに関する健康教育・相談・復学支援などに関する業務○一般企業における従業員へのメンタルヘルスに関する健康教育・相談・復職支援などに関する業務○精神保健福祉センター、保健所、その他の行政機関における精神障がい者や地域住民などへの相談、健康教育や精神保健に関する業務 |
|---|

2) 看護実務時間について

- ・精神科認定看護師制度運営規則第14条にある認定期間とは、登録期間である5年間のことをさす。したがって、5年間の登録期間内に看護実務時間が2,000時間以上であることが求められる。

3) 精神科認定看護師制度運営規則第14条2について

- ・近年、精神科認定看護師の活動の場が多様化し、教員など臨床で実務を行っていない場合がある。このような状況を受け、2025年度の制度改正において精神科認定看護師制度運営規則第14条2に示す「精神科認定看護師の役割を果たしていると認める者の基準」(表4)を作成した。2回目以降に更新を行う時に看護実務時間2,000時間未満の場合は、以下に示す基準により更新審査を行う。

表4 精神科認定看護師の役割を果たしていると認める者の基準

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">①メンタルヘルスの一次予防、二次予防、三次予防に関する業務、あるいは、精神保健医療福祉に関する事業に継続的にかかわり、看護現場における看護ケアの質の向上に貢献している。②研修・研究活動等報告書により算出した得点が50点以上であり、必須事項を含んでいる。 |
|---|

- ・2回目以降の更新において看護実務時間2,000時間未満の場合は、活動記録を提出することで第14条2の基準により、例外的に更新審査を受けることができる。手続きの詳細は、●ページ（後日公開）を参照すること。なお、1回目の更新には適用されない。

表5 第14条2により更新審査を行う場合の例

精神科看護の対象者に直接ケアを 実践する勤務に携わっていないため 看護実務時間が2,000時間に満たない	<ul style="list-style-type: none"> ・大学などの教育機関の教員 （看護学生などへの実習指導は看護実務時間に含まない） ・行政機関などにおける政策企画業務の担当者 ・メンタルヘルスに関わるボランティア活動をしているが、 勤務をしていない
精神科看護実務に従事しているが、 看護実務時間が2,000時間に満たない	<ul style="list-style-type: none"> ・精神保健福祉センター、保健所において看護師、保健師として 勤務している場合 ・行政、NPO法人、任意団体などが行っているメンタルヘルスに 関する相談員（電話相談など非対面を含む）として勤務して いる場合

3. 更新審査における実績について

更新審査における実績の算出期間や得点の計算方法は、以下のとおりである。特に、2024年度時点で精神科認定看護師の場合、制度改正の前後で実績の計算方法や申請に必要な書類が異なるので、注意すること（図2）。

1) 実績の算出期間

活動実績を算出できる期間は、精神科認定看護師認定証に記載されている登録日から申請書類の記載日（56 か月）までとする。

2) 実績の管理と計算方法

2025年度の精神科認定看護師制度改正によって、「研修・研究活動等報告書」の合計得点が50点以上であることが更新の要件になった。登録年度によって合計点の算出方法や提出書類などが異なるため、自身が該当するものを確認すること。

2024年度時点で 精神科認定看護師である場合	2025年度以降に 精神科認定看護師に登録された場合
<ul style="list-style-type: none"> ・2024年度までの得点は、令和6年ガイドブックにより管理を行い、様式8-1「5年間の活動実績ポイント換算表」により得点を計算した合計得点の半分を「研修・研究活動等報告書」の得点とする ・2025年度以降の得点は、2025年改正ガイドブックにより管理を行い、「研修・研究活動等報告書」により得点を計算 	<ul style="list-style-type: none"> ・2025年改正ガイドブックにより管理を行い、「研修・研究活動等報告書」により得点を計算

図2 「研修・研究活動等報告書」の合計得点の計算方法

(1) 2024年度時点で精神科認定看護師の場合

①研修・研究活動等報告書の合計得点の算出方法について

2024年度までの活動実績は、精神科認定看護師制度ガイドブック令和6年改訂版（P40～P56、P66～P71参照）（以下、令和6年ガイドブック）に基づいて管理し、令和6年ガイドブックで提示している様式8-1の活動実績ポイント換算表により得点を計算する。なお、2025年度以降の活動は、本ガイドブックに提示している研修・研究活動等報告書により得点を計算する。そのうえで、2024年度までの得点と2025年度以降の得点を下記の「得点の計算方法」に基づいて合計得点を算出する（図3）。この合計得点が50点以上であることが必要である。

	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
2025年度申請	活動実績ポイント換算表 2021年度～2024年度				研修・研究活動等報告書 2025年度
2026年度申請	活動実績ポイント換算表 2022～2024年度			研修・研究活動等報告書 2025年度～2026年度	
2027年度申請	活動実績ポイント換算表 2023年度～2024年度	研修・研究活動等報告書 2025年度～2027年度			
2028年度申請	活動実績ポイント換算表 2024年度	研修・研究活動等報告書 2025年度～2028年度			
2029年度申請	研修・研究活動等報告書 2025年度～2029年度（必ず必須事項を含む）				

得点の 計算方法	年度	計算方法	得点
①2024年度までの活動	①2024年度までの活動	様式8-1の活動実績ポイント換算表で 計算した合計得点の半分	●点×0.5

図3 研修・研究活動等の報告書の合計点の算出方法について

②必須事項について

2025年度の制度改正により、更新申請にあたっては必須項目が定められた（表6）。2028年度までは移行期間であるため、必須事項を含まなくても差し支えない。2029年度以降に更新申請を行う場合は、必ず必須事項を含むことが求められている。

表6 必須事項について

1. 研修・研究活動等報告書の合計得点が50点以上であること
2. 以下の必須事項を含む
1) 「研修会」「研究活動」「社会活動」の 大項目のうち、2つ以上の項目を含むこと
2) 以下のいずれかの内容を1つ以上含む
F 精神科認定看護師を対象にした研修会（本部主催）
G 学会・研究会発表 筆頭者
H 学会・研究会発表 共同研究者
I 学会主催者からの依頼による講師・演者

（2）2025年度以降に精神科認定看護師に登録された場合
精神科認定看護師として登録された後、以下の更新の要件と必須事項を満たすことができるように5年間の活動を行う。

表7 精神科認定看護師の更新の要件と必須事項

更新の要件	<p>第14条 制度設置規則第8条が定める認定の更新を受けようとする者（以下、認定更新申請者という。）は、次に定める各号のいずれにも該当する者であることを要する。</p> <p>（1）申請時に精神科認定看護師であること。</p> <p>（2）精神科看護の実務を行う場があり、認定期間の看護実務時間が2,000時間以上であること。</p> <p>（3）研修・研究活動等報告書の実績が50点以上であり、必須事項を含むこと。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、教育認定委員会もしくは認定審査会が所定の実績を有し、精神科認定看護師の役割を果たしていると認める者。</p>
必須事項	<p>1. 研修・研究活動等報告書の合計得点が50点以上であること</p> <p>2. 以下の必須事項を含む</p> <p>1) 「研修会」「研究活動」「社会活動」の 大項目のうち、2つ以上の項目を含むこと</p> <p>2) 以下のいずれかの内容を1つ以上含む</p> <p style="padding-left: 20px;">F 精神科認定看護師を対象にした研修会（本部主催）</p> <p style="padding-left: 20px;">G 学会・研究会発表 筆頭者</p> <p style="padding-left: 20px;">H 学会・研究会発表 共同研究者</p> <p style="padding-left: 20px;">I 学会主催者からの依頼による講師・演者</p>

4. 研修・研究活動等報告書について

精神科認定看護師の役割には、「実践」「相談」「指導」「知識の発展」がある。2025年度の制度改正において作成した精神科認定看護師がめざすべき目標をふまえて、精神科認定看護師の活動として求めるものを「研修・研究活動等報告書」に位置づけた（P22参照）。精神科認定看護師を更新する場合は、この「研修・研究活動等報告書」の合計得点が50点以上であることが必要である。その活動実績は第三者により証明されることを原則とする。活動実績は、更新審査にむけて精神科認定看護師の自己管理とする。精神科認定看護師として求める活動内容、その例、計算方法、提出方法は、P23以降に示す。

研修・研究活動等報告書

氏名		記載日	年 月 日
活動期間	年 月 日 ~	年 月 日	(※西暦で記載する)

大項目	小項目	記号	必須事項	活動内容	配点	単位	得点	小計
研修会	講師指導者	A		研修会講師	10	日		点
		B		精神科認定看護師志願者に対する指導	5	回		
		C		看護学生 実習指導者	2	年		
		D		看護学生対象の授業	2	単位		
	研修会参加	E		研修会への参加	3	日		
		F	●	精神科認定看護師を対象にした研修会（本部主催）	5	日		
研究活動	発表	G	●	学会・研究会発表 筆頭者	10	題		点
		H	●	学会・研究会発表 共同研究者	5	題		
		I	●	学会主催者からの依頼による講師・演者	10	回		
	座長等	J		研究発表、シンポジウム、分科会等の座長	5	回		
		K		学会・研究会の企画・運営	10	回		
	学会参加	L		学会・研究会への参加	3	回		
	執筆・編集	M		学会誌・専門誌における査読・編集委員	10	年		
		N		専門書籍、専門雑誌、報告書の筆頭執筆者	10	編		
		O		専門書籍、専門雑誌、報告書の共著者	5	編		
社会活動	協会・支部活動	P		協会・支部における委員・活動	10	年		
	社会活動	Q		学会・自治体・NPO法人等における社会活動	10	年		
		R		市民を対象とした精神保健医療福祉に関する活動	5	回		
合計点								点

	計算方法	得点
2024年度までの得点	点 × 0.5	
2025年度以降の得点	点 × 1.0	
合計得点		

1) 大項目名：研修会

A. 研修会講師

精神科認定看護師として求める活動内容	所属施設以外の医療保健福祉分野で専門職を対象にした研修会や、所属施設の関連施設の職員を対象にした研修会の講師、ファシリテーター、インストラクターを行った場合。
例	<ul style="list-style-type: none"> ・本部主催または支部主催の研修会講師 ・行政主催の研修会講師 ・医療保健福祉分野の専門職を対象にした事例検討会のファシリテーターなど ・所属法人の関連施設の職員を対象にした研修会講師など
計算方法	<ul style="list-style-type: none"> ・研修時間数にかかわらず、講師を行った日数を得点として算定する。研修会が複数日にわたる場合は、実施した日数をカウントする。 ・なお、講師を行うための打ち合わせ等の日数は含まない。
提出書類	<ul style="list-style-type: none"> ・本人氏名・依頼者・講義日時・講義内容等が明記された依頼文書（コピー可）。 ・依頼文書がない場合は、本人氏名・講義日時・講義内容等が明記されたプログラム（コピー可）、あるいは、活動実績証明。 ・本ガイドブックで提示している「活動実績証明」に、記号・活動内容を記入し、「実績内容」欄に「講義日時」「講義内容」等を具体的に記載し、依頼者の押印または署名があるもの。

B. 精神科認定看護師志願者に対する指導

精神科認定看護師として求める活動内容	精神科認定看護師教育課程の実習指導者を行った場合。
例	・精神科認定看護師教育課程における実習指導者
計算方法	<ul style="list-style-type: none"> ・実習生1名の所定の実習期間を1クールとし、実習日数にかかわらず、その期間内に実習指導を行った場合を1回としてカウントする。 ・実習期間が同じ複数名の実習生の実習指導を行った場合は、その人数分をカウントできる。
提出書類	<ul style="list-style-type: none"> ・本ガイドブックで提示している「活動実績証明」に、記号・活動内容を記入し、「実績内容」欄に「実習期間」「実習生の人数」、具体的内容を記入し、所属施設の上司の押印または署名があるもの。

C. 看護学生 実習指導者

精神科認定看護師として求める活動内容	看護学生の実習において実習指導者を行った場合。
例	・看護専門学校、看護大学等の実習における実習指導者
計算方法	<ul style="list-style-type: none"> ・看護学生の実習において実習指導に携わった年数をカウントする。 ・異動や更新申請などのため1年に満たない時は、6ヶ月以上携わった場合に1年とみなしてカウントする。また、1年に複数校受け入れている場合でも、カウントは1年分のみとする（学校数分のカウントはできない）。
提出書類	<ul style="list-style-type: none"> ・本ガイドブックで提示している「活動実績証明」に、記号・活動内容を記入し、「実績内容」欄に「実習指導の期間」「指導内容」、具体的内容を記入し、所属施設の上司の押印または署名があるもの。
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・通信制の看護学生の記録物を添削するなど、直接実習指導に携わっていない場合は実績とならない。

D. 看護学生対象の授業

精神科認定看護師として求める活動内容	看護学生を対象に授業を行った場合。
例	・看護専門学校、看護大学などの授業
計算方法	・90分×5回を1単位としてカウントする。 ・1回の授業時間が90分ではない場合は、授業時間の合計450分毎に1単位としてカウントする。また、単年度で450分に満たない場合や複数校の授業を行っている場合は、授業時間数を合計してよい。
提出書類	・本人氏名・講義日時・講義内容等が明記された依頼文書（コピー可）あるいは、本人氏名・講義日時・講義内容等が明記されたシラバス（コピー可）。
備考	・授業時間に含まれない課題等の添削、通信制の看護学生の記録物の添削など、直接授業を行っていない場合は実績とならない。

E. 研修会への参加

精神科認定看護師として求める活動内容	本部・支部主催の研修会、精神科認定看護師の会主催の研修会、他団体主催の研修会に参加した場合（開催方法は問わない：集合研修、ライブ配信、オンデマンド配信）。
例	・本部主催のオンデマンド配信の研修会を受講 ・支部主催の研修会を会場で受講 ・精神科認定看護師の会が主催する研修会を受講 ・実習指導者講習会を受講 ・その他の例は、研修会等の参加に関する早見表を参照（P●後日公開）。
計算方法	・「E. 研修会への参加」に関する計算方法は、下記の表8参照。
提出書類	・本人氏名が明記された修了証、参加証（受講証明書）、領収書のいずれか（コピー可）。 ・修了証や参加証（受講証明書）あるいは領収書等の発行がされない場合は、主催者による証明をもらう（原本に限る）。 ・資格取得のための研修会の場合は、本人氏名が明記された修了証、あるいは資格認定証（コピー可）。
備考	・支部役員等として運営に携わった時に聴講した場合や、研修会講師を行った時に聴講をした場合は実績とならない。

表8 「E. 研修会への参加」に関する計算方法

開催方法など	計算方法
集合研修の場合	時間数にかかわらず1研修会の受講日数を合計する。 【例】1研修会の開催日数が1日（6時間）の場合は、1日 1研修会の開催日数が2日（3時間×2日間）の場合は、2日
オンデマンド配信、ライブ配信の場合	時間数・開催日数にかかわらず1研修会を1日として合計する。
複数の開催方法を組み合わせた研修会の場合	集合研修とライブ配信の受講日数を合計する。 【例】1研修会が、1日目ライブ配信3時間、2日目集合研修3時間、3日目集合研修3時間の場合は、3日間
資格取得のための研修会を修了した場合	1連の過程を2日間としてカウントする（複数の研修会を受講して資格を取得する場合は、1資格につき2日とする）
特定行為研修を修了した場合	区分別科目の受講数にかかわらず、申請できる受講日数は5日間（3点×5日間＝15点）とする。

F. 精神科認定看護師を対象にした研修会（本部主催）

精神科認定看護師として求める活動内容	本部主催による精神科認定看護師を対象にした研修会に参加した場合。
例	・本部主催の精神科認定看護師ブラッシュアップ研修会を受講
計算方法	・「E. 研修会への参加」に関する計算方法は、表8参照
提出書類	・本人氏名が明記された修了証、参加証（受講証明書）、領収書のいずれか（コピー可）。 ・修了証や参加証（受講証明書）あるいは領収書等の発行がされない場合は、主催者による証明をもらう（原本に限る）。

2) 大項目名：研究活動

オンラインによる開催の場合も、現地開催の場合と同じ得点とする。

G. 学会・研究会発表 筆頭者

精神科認定看護師として求める活動内容	本部主催の学術集会、支部主催の看護研究発表会、他団体主催の学会・研究会（フォーラム・シンポジウム含む）において、看護研究、業務改善報告、実践報告の筆頭者として学会・研究会で発表した場合や学会主催者からの公募によるセミナー等の代表者として発表した場合。
例	・日本精神科看護学術集会において支部推薦論文を筆頭者として発表 ・日本精神科看護専門学術集会において一般演題Aを筆頭者として発表 ・日本精神科看護専門学術集会において一般演題Bを筆頭者として発表 ・支部主催の看護研究発表会等において看護研究を筆頭者として発表
計算方法	・筆頭者として発表した演題の数を合計する。 ・ただし、日本精神科看護学術集会で発表した支部推薦論文と同じ演題を支部主催の看護研究発表会等で発表した場合は、どちらか一方のみを申請すること（重複申請は認めない）。
提出書類	・学会名・演題タイトル・本人氏名が明記された抄録集・プログラム集のコピー。
備考	・日本精神科看護学術集会で発表した支部推薦論文や一般演題Aが日本精神科看護学術集会誌に掲載された場合、「N. 専門書籍、専門雑誌、報告書の筆頭執筆者」の実績としても申請できる。 ・他団体主催の学会・研究会で発表した演題が学術誌（論文集）に掲載された場合、「N. 専門書籍、専門雑誌、報告書の筆頭執筆者」の実績としても申請できる。

H. 学会・研究会発表 共同研究者

精神科認定看護師として求める活動内容	本部主催の学術集会、支部主催の看護研究発表会、他団体主催の学会・研究会（フォーラム・シンポジウム含む）において、看護研究、業務改善報告、実践報告の共同研究者として学会・研究会で発表した場合や学会主催者からの公募によるセミナー等の協力者として発表した場合。
例	・日本精神科看護学術集会において支部推薦論文を共同研究者として発表 ・日本精神科看護専門学術集会において一般演題Aを共同研究者として発表 ・日本精神科看護専門学術集会において一般演題Bを共同研究者として発表 ・支部主催の看護研究発表会等において看護研究を共同研究者として発表
計算方法	・共同研究者として発表した演題の数を合計する。 ・ただし、日本精神科看護学術集会で発表した支部推薦論文と同じ演題を支部主催の看護研究発表会等で発表した場合は、どちらか一方のみを申請すること（重複申請は認めない）。
提出書類	・学会名・演題タイトル・本人氏名が明記された抄録集・プログラム集のコピー。
備考	・日本精神科看護学術集会で発表した支部推薦論文や一般演題Aが日本精神科看護学術集会誌に掲載された場合は、「O. 専門書籍、専門雑誌、報告書の共著者」の実績としても申請できる。 ・他団体主催の学会・研究会で発表した演題が学術誌（論文集）に掲載された場合、「O. 専門書籍、専門雑誌、報告書の共著者」の実績としても申請できる。

I. 学会主催者からの依頼による講師・演者

精神科認定看護師として求める活動内容	本部主催の学術集会、支部主催の看護研究発表会、他団体主催の学会・研究会（フォーラム・シンポジウム含む）において、主催者から依頼を受け、シンポジウム、パネルディスカッション、分科会、セミナー等の講師・演者として発表した場合。
例	<ul style="list-style-type: none"> ・日本精神科看護専門学術集会のパネリスト ・支部主催の東北学術集会で開催される講演の講師 ・他団体主催の学会のシンポジスト など
計算方法	・講師、演者として登壇した企画の件数を合計する。
提出書類	・本人氏名・依頼者・依頼日時・依頼内容等が明記された依頼文書（コピー可）、あるいは学会名・本人氏名・企画のタイトル等が明記された抄録集・プログラム集のコピー。

J. 研究発表、シンポジウム、分科会等の座長

精神科認定看護師として求める活動内容	本部主催の学術集会、支部主催の看護研究発表会、他団体主催の学会・研究会（フォーラム・シンポジウム含む）において、研究発表等の演題、シンポジウム、パネルディスカッション、分科会、セミナーにおいて座長を行った場合。
例	<ul style="list-style-type: none"> ・日本精神科看護学術集会の支部推薦論文の座長 ・日本精神科看護専門学術集会の一般演題Aの座長 ・他団体主催の学会のシンポジウムの座長 など
計算方法	・座長として登壇した企画の件数を合計する。
提出書類	・本人氏名・依頼者・学会名・依頼内容等が明記された依頼文書（コピー可）、あるいは学会名・本人氏名・担当したプログラム等が明記された抄録集・プログラム集のコピー。

K. 学会・研究会の企画・運営

精神科認定看護師として求める活動内容	本部主催の学術集会、支部主催の看護研究発表会、他団体主催の学会・研究会（フォーラム・シンポジウム含む）において、学会長、企画委員、運営委員等、主催者としての役割を担った場合。
例	<ul style="list-style-type: none"> ・日本精神科看護学術集会、または、日本精神科看護専門学術集会の運営委員 ・他団体主催のフォーラムの企画委員
計算方法	・依頼文書1枚につき、1回とする。
提出書類	・本人氏名・依頼者・依頼内容・依頼期間等が明記された依頼文書（コピー可）。

L. 学会・研究会への参加

精神科認定看護師として求める活動内容	本部主催の学術集会、支部主催の看護研究発表会、他団体主催の学会・研究会（フォーラム・シンポジウム含む）に参加した場合。
例	<ul style="list-style-type: none"> ・日本精神科看護学術集会または・日本精神科看護専門学術集会に参加 ・本協会が開催する医療安全推進フォーラムに参加 ・支部主催の看護研究発表会に参加 ・他団体が主催するフォーラムに参加 など
計算方法	・参加証または領収書1枚につき1回とする。
提出書類	・本人氏名が明記された参加証、本人氏名が明記された領収書のいずれか（コピー可）。
備考	・該当するフォーラムの例を「研修会等の参加に関する活動実績ポイント早見表」に示す（P●後日公開）。

M. 学会誌・専門誌における査読・編集委員

精神科認定看護師として求める活動内容	学会誌、専門誌、看護研究論文の査読委員、編集委員を行った場合。
例	<ul style="list-style-type: none"> ・支部推薦論文の査読委員 ・精神科看護の編集委員 など
計算方法	<ul style="list-style-type: none"> ・査読委員・編集委員に携わった年数をカウントする。 ・異動や更新申請などのため1年に満たない時は、6ヶ月以上携わった場合に1年とみなしてカウントする。
提出書類	・本人氏名・依頼者・依頼内容・依頼期間等が明記された依頼文書（コピー可）。

N. 専門書籍、専門雑誌、報告書の筆頭執筆者

精神科認定看護師として求める活動内容	専門書籍、専門雑誌、報告書の筆頭執筆者を行った場合。
例	<ul style="list-style-type: none"> ・日本精神科看護学術集会誌に掲載された論文を筆頭者として執筆 ・精神科看護（精神看護出版）に実践報告を筆頭執筆者として執筆 ・看護職を対象としたテキストを筆頭執筆者として執筆 ・企業、行政、団体からの依頼による専門的な知識・情報を執筆し、オンラインに筆頭者として記事が掲載された場合 など
計算方法	<ul style="list-style-type: none"> ・筆頭執筆者として執筆に携わった編数分をカウントする。 ・カウント方法は、5000字（A4用紙3枚を目安、図表を含む）までを1編とし、以降5000字毎に1編としてカウントすることができる。例えば、3000字を執筆した場合は1編、6000字を執筆した場合は2編、論文が3ページ掲載された場合は1編となる。 ・「G. 学会・研究会発表 筆頭者」で発表した抄録集の掲載は実績とならない。 ・取材による掲載や座談会など、自身が執筆していないものは実績とならない。
提出書類	<ul style="list-style-type: none"> ・書籍の場合は、本人氏名、タイトル、出版年月日が明記された掲載誌のコピー。 ・論文の場合は、学会名・論文タイトル・本人氏名が明記された学会誌の論文のコピー。 ・オンラインに掲載された記事の場合は、依頼文書と執筆者の名前が記載された記事のコピー。 ・コピーにあたっては、ページ数が分かるようにすること。

O. 専門書籍、専門雑誌、報告書の共著者

精神科認定看護師として求める活動内容	専門書籍、専門雑誌、報告書の共著者を行った場合。
例	<ul style="list-style-type: none"> ・日本精神科看護学術集会誌に掲載された論文を協同研究者として執筆 ・精神科看護（精神看護出版）に実践報告を共著者として執筆 ・看護職を対象としたテキストを共著者として執筆 など ・企業、行政、団体からの依頼による専門的な知識・情報を執筆し、オンラインに共著者として記事が掲載された場合 など
計算方法	<ul style="list-style-type: none"> ・共著者として執筆に携わった編数分を上記の筆頭執筆者の場合のカウント方法に準じてカウントすることができる。 ・「H. 学会・研究会発表 共同研究者」で発表した抄録集の掲載は実績とならない。 ・取材による掲載や座談会など、自身が執筆していないものは実績とならない。
提出書類	<ul style="list-style-type: none"> ・書籍の場合は本人氏名、タイトル、出版年月日が明記された掲載誌のコピー。 ・論文の場合は、学会名・論文タイトル・本人氏名が明記された学会誌の論文のコピー。 ・オンラインに掲載された記事の場合は、依頼文書と執筆者の名前が記載された記事のコピー。 ・コピーにあたっては、ページ数が分かるようにすること。

3) 大項目名：社会活動

P. 協会・支部における委員・活動

精神科認定看護師として求める活動内容	日精看の本部、または、支部の役員、委員、こころの日などの支部活動への参加、年間を通じた活動に携わった場合。
例	<ul style="list-style-type: none"> ・本協会の理事または監事 ・本協会の支部の支部長、事務局長などの支部役員 ・本協会の支部の教育委員、広報委員、編集委員などの委員 ・日精看ニュース、または、支部ニュースの執筆 ・福島県県外避難者の心のケア訪問業務 ・愛媛県被災地こころの保健室（こころの保健室のスタッフ）
計算方法	<ul style="list-style-type: none"> ・上記の活動に携わった年数をカウントする。ただし、異動や更新申請などのため1年に満たない時は、6ヶ月以上携わった場合に1年とみなしてカウントする。 ・執筆については掲載された年度を1年とみなす。ただし、取材による掲載などで執筆を行っていない場合は実績として認めない。
提出書類	<p>①役員・委員などの場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人氏名・依頼者・依頼内容・期間（任期）が明記された依頼文書（コピー可）。 ・依頼文書がない場合は、本ガイドブックで提示している「活動実績証明」に、記号・活動内容を記入し、「実績内容」欄に「依頼内容」「期間（または任期）」など具体的内容を記載し、支部事務局の印鑑または支部長の署名がある原本。 ・会議の出席依頼は委員の任期が記載されていないため証明書類とはみなさない。 <p>②執筆の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人氏名、タイトル、出版年月日が明記された掲載誌のコピー <p>③上記以外の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人氏名・依頼者・依頼内容・期間（任期）が明記された依頼文書（コピー可）。依頼文書がない場合は、本ガイドブックで提示している「活動実績証明」に、記号・活動内容を記入し、「実績内容」欄に「依頼内容」「期間（または任期）」など具体的内容を記載し、依頼者の印鑑または署名がある原本。 ・会議の出席依頼は委員の任期が記載されていないため証明書類とはみなさない。
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・「愛媛県被災地こころの保健室」を行っている場合、この事業に関する研修会や会議への参加はカウントすることはできない。

Q. 学会・自治体・NPO法人等における社会活動

精神科認定看護師として求める活動内容	学会、行政、NPO法人、精神科認定看護師の会などから委員を委嘱された場合。
例	<ul style="list-style-type: none"> ・精神科認定看護師の会の役員 ・学術集会や支部研修会などで精神科認定看護師の会のブースを担当 ・相談支援専門員 ・地域活動専門員 ・精神医療審査会委員 ・民生委員 ・行政や団体が実施主体となっている電話相談の相談員（こころの健康相談統一ダイヤル相談員など） ・NPO法人の理事、または、他の学会の理事 など
計算方法	<ul style="list-style-type: none"> ・上記の活動に携わった年数をカウントする。 ・異動や更新申請などのため1年に満たない時は、6ヶ月以上携わった場合に1年とみなしてカウントする。 ・精神科認定看護師の会のブースは、1回の場合も複数回の場合も当該年度を1年としてカウントする。なお、同会の役員がブースを行った時は、役員とブースの両方を実績とできる。
提出書類	<ul style="list-style-type: none"> ・本人氏名・依頼者・依頼内容・期間が明記された依頼文書（コピー可）、あるいは、本ガイドブックで提示している「活動実績証明」に、記号・活動内容を記入し、「実績内容」欄に「依頼内容」「期間」、具体的内容を記載し、活動を行った施設・団体・企業などの責任者または依頼者の押印または署名があるもの（原本に限る）。

R. 市民を対象とした精神保健医療福祉に関する活動

精神科認定看護師として求める活動内容	一般市民を対象とした精神保健医療福祉に関する講演、相談、指導や災害時における災害支援活動などを行った場合
例	<ul style="list-style-type: none"> ・こころの日の活動の企画運営 ・こころの健康出前講座での講演 ・所属施設の社会貢献事業として実施した公開講座 ・講演などで講師を行った場合は、「講師に関する早見表」を参照（P●後日公開） ・DMAT、DPAT、法人、行政等による災害派遣や災害支援ボランティア ・一般市民向けの書籍、雑誌、行政や団体が発行する機関誌に精神保健医療福祉、メンタルヘルスに関する内容を執筆
計算方法	<ul style="list-style-type: none"> ・支部活動や主催者がある活動の場合は、準備から実施までの一連の過程を1回とカウントする。 ・市民を対象とした相談、指導については、1回の実施で複数名の相談、指導を行った場合でも1回とする。 ・インフォーマルな相談・指導や外来における看護相談はカウントされない。 ・災害支援の場合は、派遣日数に関わらず1派遣を1回とする。 ・執筆の場合は、依頼により執筆した数を合計する。
提出書類	<ul style="list-style-type: none"> ①支部活動の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・本人氏名・依頼者・実施日・開催場所・内容が明記された依頼文書（コピー可）。 ・依頼文書がない場合は、本ガイドブックで提示している「活動実績証明」に、記号・活動内容を記入し、「実績内容」欄に「依頼内容」「期間」等、具体的内容を記入し、支部事務局の押印または支部長の署名がある原本。 ②主催者（所属施設・団体・企業など）がある活動の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・本人氏名・講演日時・場所・内容等が明記された依頼文書（コピー可）。 ・依頼文書がない場合は、本人氏名が明記されたプログラム、本人氏名が明記された講演を周知するためのチラシ（コピー可）、あるいは、本ガイドブックで提示している「活動実績証明」に、記号・活動内容を記入し、「実績内容」欄に「講演日時」「場所」「内容」等、具体的内容を記入し、活動を行った施設・団体・企業などの責任者または依頼者の押印または署名がある原本。 ③自主企画の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・本人氏名が明記された講演を周知するためのチラシ（コピー可）、あるいは、本ガイドブックで提示している「活動実績証明」に、記号・活動内容を記入し、「実績内容」欄に、「依頼者の氏名」「依頼者の所属」「依頼内容」「実施日」「参加人数」等の項目を設けてその内容（具体的に）を記載し、依頼者の押印または署名がある原本。 ④災害支援として活動を行った場合 <ul style="list-style-type: none"> ・本人氏名が明記された派遣元の依頼文書（コピー可）、あるいは、本ガイドブックで提示している「活動実績証明」に、記号・活動内容を記入し、「実績内容」欄に「派遣期間（日数）」「派遣先」「活動内容」等、具体的内容を記入し、所属施設の上司の押印または署名がある原本。 ⑤一般市民向けのメンタルヘルスに関する内容を執筆した場合 <ul style="list-style-type: none"> ・書籍、雑誌、機関誌の場合は、本人氏名、タイトル、出版年月日が明記された掲載誌のコピー。 ・オンラインに掲載された記事の場合は、依頼文書と執筆者の名前が記載された記事のコピー。

精神科認定看護師制度に関する費用

登録料や再発行等に関する費用は下記の通りである。なお、精神科認定看護師の資格は本協会の会員であることが必須であるため、非会員価格の設定はない。

表9 更新、登録等に関する費用 (税込)

項目	会員価格
更新審査料	44,000 円
登録料	22,000 円
バッジの再発行料	1,100 円
ネームプレートの再発行料	3,300 円